



県章

山形県公報

令和元年10月1日(火)
第43号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県総合文化芸術館条例の施行期日を定める規則……………(山形県総合文化芸術館整備推進課) ……553
- 山形県総合文化芸術館条例施行規則……………() ……同
- 山形県財務規則の一部を改正する規則……………(会計局) ……558

訓 令

- 山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……同

告 示

- 一般国道の供用の開始……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……559
- 山形県生涯学習センターの利用料金……………(教育庁) ……同

公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……561

規 則

山形県総合文化芸術館条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第26号

山形県総合文化芸術館条例の施行期日を定める規則

山形県総合文化芸術館条例(平成30年3月県条例第36号)の施行期日は、令和元年12月1日とする。

山形県総合文化芸術館条例施行規則をここに公布する。

令和元年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第27号

山形県総合文化芸術館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県総合文化芸術館条例(平成30年3月県条例第36号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可が必要な設備)

第2条 条例別表第1第2項に規定する規則で定める設備は、別表第1第1項から第4項までの表の設備名の欄に掲げる設備とする。

(設備の使用料の額等)

第3条 条例別表第2第1項の表に規定する規則で定める設備は、前条に規定する設備とし、同表に規定する規則で定める設備ごとに規則で定める額は、別表第1第1項から第4項までの表の設備名の欄に掲げる設備の区分に応じて、それぞれの表の単位の欄に掲げる単位ごとに、それぞれの表の使用料の額の欄に掲げる額とする。

（施設の使用時間を超えて使用する場合の使用料の加算額）

第4条 条例別表第2第1項の表の備考第4項に規定する規則で定める額は、別表第2の表の区分の欄に掲げる施設の使用の区分に応じて、同表の加算額の欄に掲げる額とする。

（冷暖房を使用する場合の使用料の加算額）

第5条 条例別表第2第1項の表の備考第5項に規定する規則で定める額は、別表第3の表の区分の欄に掲げる施設の使用の区分に応じて、同表の加算額の欄に掲げる額とする。

（駐車場の使用料の額）

第6条 条例別表第2第2項に規定する規則で定める額は、200円に30分を超える時間30分までごとに100円を加算した額とする。

附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

別表第1

1 大ホール

区分	設備名	単位	使用料の額
舞台設備	音響反射板	一式	4,000円
	オーケストラピット	一式	4,420円
	所作台	一式	6,650円
	花道用所作台	一式	2,550円
	仮設鳥屋囲い	一式	510円
	松羽目	一式	1,730円
	平台	1台	110円
	開き足、箱足、木台	1台	50円
	演台	一式	650円
	司会者台	1台	330円
	金びょうぶ	1双	1,320円
	銀びょうぶ	1双	1,320円
	鳥の子びょうぶ	1双	1,320円
	国旗	1枚	100円
	県旗	1枚	100円
	吊看板	一式	500円
	めくり台	1台	110円
	人形立て	1本	50円
	リノリウム	1枚	330円
	地がすり	一式	730円
	紗幕	一式	860円
	緋毛せん	1枚	120円
	紺毛せん	1枚	120円
	長座布団	1枚	220円
	高座用座布団	1枚	220円
	上敷ござ	1枚	110円
	指揮台（指揮者用譜面台及び指揮者用椅子を含む。）	一式	310円
	演奏者用譜面台	1台	160円
	演奏者用椅子	1脚	100円
	譜面灯	1台	70円
	コントラバス用椅子	1脚	110円
	背ありピアノ椅子	1脚	110円

	チェロ台	1台	350円
ピアノ	グランドピアノ	1台	10,710円
映写設備	ビデオプロジェクター	一式	15,300円
	スクリーン	1張	1,730円
音響設備	三点吊 ^{づり} マイクロホン装置	一式	860円
	ウォールスピーカー	1台	860円
	移動型スピーカー	1台	860円
	ダイレクトボックス	1台	500円
	コンデンサーマイクロホン	1本	980円
	ダイナミックマイクロホン	1本	860円
	ワイヤレスマイクロホン	1本	1,050円
	マイクロホンスタンド	1本	250円
	録音再生機器	1台	1,200円
照明設備	ボーダーライト	1列	1,050円
	アッパーホリゾンライト	1列	1,320円
	ローアホリゾンライト	1列	1,320円
	フォロースポットライト	1台	1,990円
	ストリップライト	1台	120円
	スポットライト（500ワット以下）	1台	220円
	スポットライト（500ワット超1キロワット以下）	1台	330円
	スポットライト（1キロワット超）	1台	440円
	パーライト	1台	330円
	LEDパーライト	1台	330円
	ムービングライト	1台	4,000円
	ムービングライト用操作卓	一式	4,000円
	エフェクトスポットライト用効果マシン	1台	650円
	先玉	1個	160円
	効果器	1台	650円
カラーフィルタ	1枚	150円	
その他	持込み器具用電源設備	1キロワット	1時間当たり 60円

備考

- この表に定める額（持込み器具用電源設備に係るものを除く。）は、午前9時から正午までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後6時から午後10時までの間の各1回当たりの使用料の額である。
- 持込み器具用電源設備に係る使用料の額の算定は、持込み器具の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は1キロワットとする。）により行うものとする。

2 スタジオ及び練習室

区分	設備名	単位	使用料の額
共通	演奏者用譜面台	1台	90円
	コントラバス用椅子	1脚	110円
	背ありピアノ椅子	1脚	110円
	音響ユニット	一式	2,900円
	移動式スピーカー	1台	330円
	ダイナミックマイクロホン	1本	560円
	ワイヤレスマイクロホン	1本	810円
	マイクロホンスタンド	1本	250円
	ビデオプロジェクター	一式	1,010円

	スクリーン	1 張	300円
	シャワー室		500円
	持込み器具用電源設備	1 キロワット	1 時間当たり 60円
スタジオ 1	簡易ステージ	1 台	270円
	指揮台（指揮者用譜面台及び指揮者用椅子を含む。）	一式	230円
	グランドピアノ	1 台	5,350円
	LEDパーライト	1 台	330円
	調光操作卓	一式	1,220円
スタジオ 2	簡易ステージ	1 台	270円
	リノリウム	1 枚	160円
	グランドピアノ	1 台	3,050円
	LEDパーライト	1 台	330円
	調光操作卓	一式	1,220円
練習室 1	グランドピアノ	1 台	3,050円
練習室 2	アップライトピアノ	1 台	1,000円
練習室 4	ドラムセット	一式	910円
	キーボード	一式	910円
	ギターアンプ	1 台	910円
	ベースアンプ	1 台	910円
	音響ユニット	一式	3,560円

備考

- この表に定める額（持込み器具用電源設備に係るものを除く。）は、午前9時から正午までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後6時から午後10時までの間の各1回当たりの使用料の額である。
- 持込み器具用電源設備に係る使用料の額の算定は、持込み器具の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は1キロワットとする。）により行うものとする。

3 会議室

設備名	単位	使用料の額
ビデオプロジェクター	一式	1,010円
スクリーン	1 張	300円

備考 この表に定める額は、午前9時から正午までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後6時から午後10時までの間の各1回当たりの使用料の額である。

4 多目的スペース

区分	設備名	単位	使用料の額
共通	持込み器具用電源設備	1 キロワット	1 時間当たり 60円
ピロティ及びイベント広場	テント	一式	1,300円
	簡易ステージ	1 台	3,400円
	折り畳み机	1 台	200円
	折り畳み椅子	1 脚	100円
	音響ユニット	一式	2,360円
	水道		420円

備考

- この表に定める額（持込み器具用電源設備に係るものを除く。）は、1日当たりの使用料の額である。
- 持込み器具用電源設備に係る使用料の額の算定は、持込み器具の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は1キロワットとする。）により行うものとする。

のとする。

別表第2

区分		加算額
大ホール		条例別表第2第1項の表に定める午後6時から午後10時までの使用時間に係る金額を4で除した額に1.3を乗じた額
小楽屋1		200円
小楽屋2		
小楽屋3		100円
小楽屋4		
中楽屋1	全部使用	200円
	分割使用	100円
中楽屋2		100円
中楽屋3		
大楽屋1		300円
大楽屋2		200円
大楽屋3		
スタジオ1		1,800円
スタジオ2	全部使用	1,900円
	分割使用	900円
練習室1		1,100円
練習室2		500円
練習室3		
練習室4		100円
会議室1		400円
会議室2		
会議室3		

備考

- この表に定める額は、午後10時から翌日の午前9時までの間の1時間当たりの使用料の加算額である。
- 条例別表第2第1項の表に定める使用時間を超えて大ホールを使用した場合であって、当該使用時間に係る使用料について同表の備考第2項の規定の適用を受けたとき（当該使用時間に対する許可に係る使用のため当該使用時間を超えて大ホールを使用した場合に限る。）は、当該使用時間を超えて使用した大ホールに係る使用料の加算額については、この表中「金額」とあるのは、「金額に同表の備考第2項の規定を適用した場合に得られる額」とする。
- 条例別表第2第1項の表に定める使用時間を超えて大ホールを使用した場合であって、当該使用時間に係る使用料について同表の備考第3項の規定の適用を受けたとき（当該使用時間を超えて専ら練習、準備又は後始末のため大ホールを使用した場合に限る。）は、当該使用時間を超えて使用した大ホールに係る使用料の加算額については、この表中「金額」とあるのは、「金額に同表の備考第3項の規定を適用した場合に得られる額」とする。
- 算出した使用料の加算額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

別表第3

区分		加算額	
		冷房	暖房
大ホール	全席使用	9,130円	9,130円
	1階席及び2階席使用	7,300円	7,300円
	1階席のみ使用	6,390円	6,390円

備考

- 1 この表に定める額は1時間当たりの使用料の加算額である。
- 2 専ら練習、準備又は後始末のため大ホールを使用する場合は、1階席のみ使用した場合の額とする。

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第28号

山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第144条第2号ロ（ハ）中「地方法人特別税等に関する暫定措置法」を「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法」に改め、同（ハ）を同ロ（ニ）とし、同（ニ）の前に次のように加える。

（ハ）軽自動車税の環境性能割に係る徴収金 地方税法附則第29条の9第1項の規定によつて徴収し、又は滞納処分をした軽自動車税の環境性能割に係る徴収金

第144条第2号ロに次のように加える。

（ホ）特別法人事業税に係る徴収金 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）第8条の規定によつて徴収し、又は滞納処分をした特別法人事業税に係る徴収金

別表第1第2項出納員に委任する事項の欄第6号イ及びニ並びに第3項出納員に委任する事項の欄第1号イ中「地方法人特別税に係る徴収金」を「軽自動車税の環境性能割に係る徴収金、地方法人特別税に係る徴収金、特別法人事業税に係る徴収金」に改め、同表第5項出納員に委任する事項の欄中「自動車取得税及び自動車税」を「自動車税の環境性能割及び自動車税の種別割並びに歳入歳出外現金のうち軽自動車税の環境性能割」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第3号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

山形県職員日額旅費支給規程（昭和33年5月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「6,900円」を「7,010円」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和元年10月1日から同月15日まで縦覧に供する。

令和元年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- | | | |
|---|---------|-------------------------------|
| 1 | 路 線 名 | 345号 |
| 2 | 供用開始の区間 | 酒田市竹田字栄喜94番1から
同 下川原86番1まで |

3 供用開始の期日 令和元年10月1日

山形県告示第332号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
米沢市大字関地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和元年9月12日から令和2年2月21日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量）

山形県告示第333号

山形県生涯学習センター条例（平成2年7月県条例第25号）第10条第2項の規定により、山形県生涯学習センターの利用料金を次のとおり承認した。

令和元年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 利用料金
 - (1) 施設

名 称		利 用 料 金 の 額			
		午前9時から午後0時30分までの間	午後1時から午後5時までの間	午後5時30分から午後9時までの間	左記の時間帯全て
センター （山形県 緑町庭園 文化学習 施設を除く。）	ホール	6,270円	8,960円	9,400円	24,630円
	第1研修室	2,670円 （1時間当たり 760円）	3,820円 （1時間当たり 950円）	4,010円 （1時間当たり 1,140円）	9,450円
	第2研修室	1,470円 （1時間当たり 420円）	2,110円 （1時間当たり 520円）	2,210円 （1時間当たり 630円）	5,210円
	第3研修室	1,420円 （1時間当たり 400円）	2,030円 （1時間当たり 500円）	2,130円 （1時間当たり 600円）	5,020円
	第4研修室	800円 （1時間当たり 220円）	1,150円 （1時間当たり 280円）	1,200円 （1時間当たり 340円）	2,830円
	第5研修室	520円 （1時間当たり 140円）	750円 （1時間当たり 180円）	780円 （1時間当たり 220円）	1,840円
	第6研修室	510円 （1時間当たり 140円）	740円 （1時間当たり 180円）	770円 （1時間当たり 220円）	1,810円
	和室研修室	1,190円 （1時間当たり 340円）	1,700円 （1時間当たり 420円）	1,780円 （1時間当たり 500円）	4,200円

センター （山形県 緑町庭園 文化学習 施設に限 る。）	多目的ホール	1,220円 （1時間当たり 340円）	1,750円 （1時間当たり 430円）	1,830円 （1時間当たり 520円）	4,320円
---	--------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	--------

備考

- 1 使用者が入場料金を領収する場合において、入場料金の額が1,000円を超え3,000円以下のときはこの表に掲げる額の2倍に相当する額、入場料金の額が3,000円を超えるときはこの表に掲げる額の2.2倍に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。
- 3 準備又は練習のためホールを使用する場合は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 利用時間がこの表に掲げる時間帯に満たない場合は、1時間当たりの利用料金が定められている施設に限り、当該1時間当たりの利用料金に利用時間を乗じた額とする。

(2) 附属設備

区分	設備名	単位	利用料金の額
舞台設備	ピアノ	1台	3,410円
	演壇	一式	410円
	司会者用演壇	1台	200円
	びょうぶ	1双	1,040円
	所作台	1台	200円
	平台	1台	100円
	毛せん	1枚	100円
	上敷ござ	1枚	100円
	地がすり	1張	310円
	指揮台	1台	100円
	譜面台	1台	100円
舞台照明設備	第1ボーダーライト	1列	510円
	第2ボーダーライト	1列	510円
	シーリングライト	1列	1,040円
	アッパーホリゾンライト	1列	740円
	ローアホリゾンライト	1列	740円
	第1サスペンションライト	1列	1,040円
	第2サスペンションライト	1列	1,040円
	スポットライト	1台	510円
	フットライト	1列	310円
	ステージライト	1台	150円
	ミラーボール	1台	340円
視聴覚設備	コンパクトディスクプレーヤー	一式	510円
	レコードプレーヤー	一式	510円
	テープデッキ	一式	510円
	ミニディスクプレーヤー	一式	510円
	ビデオプロジェクター	一式	2,110円
	データプロジェクター	一式	770円
	カラーテレビカメラ	1台	1,580円

	16ミリ映写機（1600ワット）	1台	2,110円
	マイクセット（ホール用）	一式	1,040円
	マイク（ホール用）	1本	310円
	スライド映写機（550ワット）	1台	1,040円
	スライド映写機（250ワット）	1台	840円
	モニターテレビ（ビデオ付き）	一式	510円
	ビデオデッキ	1台	310円
	ディー・ブイ・ディープレーヤー	1台	310円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台	310円
	オーバーヘッドプロジェクター（575ワット）	1台	1,040円
	オーバーヘッドプロジェクター（300ワット）	1台	510円
	ワイヤレスマイクセット	一式	310円
同時通訳設備	同時通訳設備（ホール用）	一式	14,700円
	受信機	1台	100円
展示設備	展示パネル	1枚	20円
	展示ケース	一式	200円

備考 この表に定める額は、午前9時から午後0時30分までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時30分から午後9時までの間の各1回当たりの額である。

(3) 電気消費に係る加算額

持込み器具等の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）を次に掲げる金額に乗じて得た額

区 分	金 額
1時間当たり	50円

(4) 冷暖房使用に係る加算額

区 分	1時間当たりの金額
ホール	660円
第1研修室	260円

2 適用期間

令和元年11月9日から令和2年3月31日まで

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和元年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要			
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	
県営小出アパ ート1号	長井市台町3- 1	3DK	55.7	1	一般用	13,500 円	15,600 円	17,900 円	20,100 円	23,000 円	26,600 円	3月分 の家賃 に相当 する額	单身可
同	同	同	55.7	4	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600		
同 成田アパ ート	同 成田3102 -3	同	58.4	2	同	14,700	17,000	19,400	21,900	25,000	28,900		
同 小国アパ ート1号	西置賜郡小国町 大字兵庫館三丁 目3-9	同	58.0	2	同	13,100	15,100	17,300	19,500	22,300	25,800		单身可
同	同	同	58.0	2	同	13,100	15,100	17,300	19,500	22,300	25,800		
同 2号	同 3-8	同	59.4	5	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700		
同 白鷹アパ ート	同 白鷹町 大字荒砥乙1482 -1	同	55.7	3	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800		
同 あらとアパ ート1号	同 725 -1	同	74.4	1	同	24,000	27,700	31,700	35,700	40,800	47,100		单身可
同 2号	同	同	77.9	1	同	25,300	29,200	33,400	37,600	43,000	49,600		同
同 飯豊アパ ート	同 飯豊町 大字赦生3893- 3	同	59.4	1	同	14,700	17,000	19,400	21,900	25,100	28,900		同
同	同	同	59.4	1	同	14,700	17,000	19,400	21,900	25,100	28,900		

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和元年10月7日から同月11日までの午前10時から午後5時まで
ただし、郵送の場合は、令和元年10月11日までの消印のあるものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
米沢市金池七丁目1番50号
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 令和元年12月上旬

令和元年10月1日印刷
令和元年10月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県